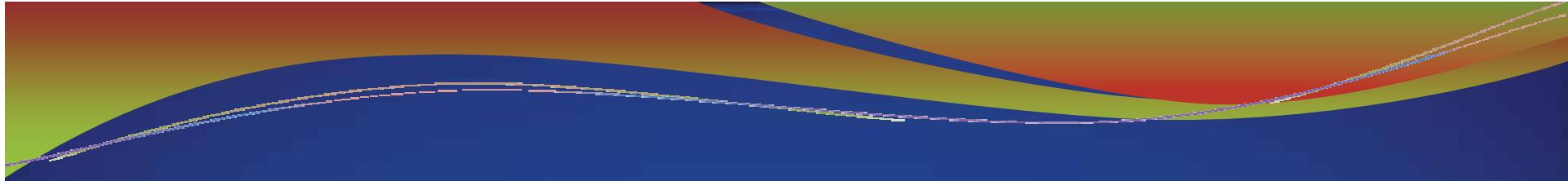


社団法人 日本建築家協会



# 平成20年 建築基準整備促進補助金事業

応募テーマ

「(20)建築の質の向上に関する検討」

平成21年5月

社団法人 日本建築家協会

# 社団法人 日本建築家協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-3-18 JIA館 TEL:03-3408-7125 FAX:03-3408-7129)

- ・創立 21年 (歴史は、1886年造家協会に遡る)
- ・会員数 5,000名 会長 建築家・出江 寛
- ・総会、理事会、約30の本部委員会、10の地方支部
- ・当検討テーマへの対応  
既存 都市づくり・街づくり等推進委員会・環境行動委員会  
国際事業委員会・保存委員会等から委員を選任、

「美しい建築推進特別委員会」を設置

委員長 JIA終身名誉会員・長島孝一

## 「(20) 建築の質の向上に関する検討」 (JIAの展開)

### 「『美しい建築』に対する行政の誘導」

- 建築の質と都市のありかたを模索するなかで「まちに美しさを取り戻す」ことが求められる時代となった。
- 建築の「美しさ」は元来、定性的・包括的なものであり、定量・数値的な評価にはなじまず、対症療法的に達成されるものではない。
- そこで、包括的・定性的な判断を積み重ね、一定の成果をあげてきた、英国の **Planning Permission 「建築計画許可制度」** と、
- **CABE (Commission for Architecture and Built Environment)** 「建築・まちづくり助言制度」を参考に、
- 「美しい建築とまちづくり」を「行政から誘導する方法」を提言する。

# 「『美しい建築』に対する行政の誘導」

## 提案骨子

### (1) 新しい「建築計画許可制度」の導入

- 建築法制の集団規定に包括的、裁量的な評価方法を加える。  
地方自治体は市民と共有する規範的ガイドラインを定め、専門官はそれに照らして定性的・包括的・公正で透明な運用をおこなう
- 国は枠組みを整備し自治体は有能・有資格な専門官を雇用する

### (2) 「建築・まちづくり助言機構」(仮称) J・CABE)の設置

- 建築まちづくりの専門家による独立した支援機構を国が設ける。
- 地方自治体の判断を超える案件等に対する助言をおこなう。
- 建築計画許可制度導入の前駆として自治体等に助言・支援する

### (3) 「(仮称)建築まちづくり基本法」の制定

- 建築とまちの美しさの基本理念を示し、裁量型許可の根拠とする。

# 「建築計画許可制度」

英國のPlanning Permission（建築計画許可）とは；

- 市民的価値観と専門能力をそなえた自治体計画官が、アメニティとまちの秩序の観点から、ガイドラインや既往事例を参考に、建築のあり方を包括的に判断する。
- 提出された建築計画は地方自治体のPlanning Officer（計画官）による審査で90%程度許可されている。
- 計画官が、重要度が高いと判断した計画は、自治体議会のPlanning Committee（計画審査会）にかけて審査し、決定する。
- 建築計画許可を得てから Building Regulation（建築確認）に進む。
- 日本にも、建築とまちとの関係を誘導する、地域ごとのガイドラインに基づく、裁量型の建築計画許可と不服申立の仕組みを導入すべき。
- 自治体に専門官の位置付けが確立するまでは、外部の専門家が支援。

# 「建築まちづくり助言機構」

日本版（仮称） J・CABE

英國のCABE(Commission for Architecture and Built Environment)とは；

- 建築・都市デザインにかかる審美性の判断を助ける、国の資金により運営するが、独立した専門家集団を擁した第三者的機構。
- 地方自治体、市民団体、開発者等から上がってきた建築・都市デザイン案件等に助言・支援を行い、建築計画許可制度を審美面で補完する。
- 独自の公共的判断で助言・支援案件を特定し作業する場合もある。
- 助言・審査は法的拘束力は持たないが、公共の福利の立場からの高度な判断・助言として強い社会的掣肘・影響力を持っている。
- 日本でも、建築の美しさについて専門的、第三者的に助言し支援する、国レベルないしは都道府県レベルの機構を設けて、裁量型の建築計画許可制度の前駆とし、この仕組みの導入を帮助できるシステムもある。

# 長期的取り組みと短期的行動

## 長期的取り組み：

「建築計画許可制度」を担う専門家の教育と資格制度の確立、専門職制の見直しによる、自治体の当事者能力の格段の向上。

## 短期的行動：

建築計画許可制度に到るまでの戦略的経過措置として意義ある行動：

自治体・市民団体等の要請により、地元の建築家とJ・CABE専門家、行政が共働し、景観ガイドラインや個別の計画案づくりの相談やチェックなど議論を積み重ね、助言し、参画支援する制度の構築。

## 「建築・まちづくり助言制度」＝日本版J・CABEの組織づくり

専門家団体をベースにした選抜・研修により、特認専門家資格の設立。JIAは審美性にかかる議論や助言に関して、最もふさわしい職能団体の一つである。